

新	旧
第1章 (略) 第2章 第1節 (略) 第2節 災害廃棄物処理に関する基本方針 1 組織体制 豊明市地域防災計画に基づき、災害対策本部の中に設置される環境班を中心として災害廃棄物対策を行う。 災害廃棄物処理は、発災後の応急対応から復旧・復興に至るまで長期にわたる上、多数の人員による取組となる業務であることから、必要に応じて応援職員を動員して臨時的体制を組織する。 組織体制は図2のとおりとし、環境班の各担当の業務概要は、表1に示すとおりである。 図2 組織体制 <pre>graph TD A[県・他市町村等] <--> B[豊明市災害対策本部] B <--> C[他部班] B <--> D[東部知多衛生組合] B <--> E[災害経済建設部
(経済建設部長)] E <--> F[環境班] F <--> G[班長
(環境課長)] G <--> H[総務担当
(環境課長補佐
またはこれに準ずる職員)] H <--> I[防疫担当] H <--> J[環境汚染
防止対策担当] H <--> K[災害廃棄物
処理対策担当] K <--> L[し尿担当] K <--> M[廃棄物担当]</pre>	第1章 (略) 第2章 第1節 (略) 第2節 災害廃棄物処理に関する基本方針 1 組織体制 豊明市地域防災計画に基づき、災害対策本部の中に設置される環境班を中心として災害廃棄物対策を行う。 災害廃棄物処理は、発災後の応急対応から復旧・復興に至るまで長期にわたる上、多数の人員による取組となる業務であることから、必要に応じて応援職員を動員して臨時的体制を組織する。 組織体制は図2のとおりとし、環境班の各担当の業務概要は、表1に示すとおりである。 図2 組織体制 <pre>graph TD A[県・他市町村等] <--> B[豊明市災害対策本部] B <--> C[他部班] B <--> D[東部知多衛生組合] B <--> E[災害経済建設部
(経済建設部長)] E <--> F[環境班] F <--> G[班長
(環境課長)] G <--> H[総務担当
(環境課長補佐)] H <--> I[防疫担当] H <--> J[環境汚染
防止対策担当] H <--> K[災害廃棄物
処理対策担当] K <--> L[し尿担当] K <--> M[廃棄物担当]</pre>

豊明市災害廃棄物処理計画新旧対照表

新				旧			
表 1 環境班の各担当の業務概要				表 1 環境班の各担当の業務概要			
役 割	担 当		主な業務概要	役 割	担 当		主な業務概要
班 長	環境課長		・災害廃棄物対策の統括責任者 ・災害対策本部との連絡調整 ・災害廃棄物対策全体の進行管理及び調整並びに指示及び命令 ・東部知多衛生組合との連絡調整	班 長	環境課長		・災害廃棄物対策の統括責任者 ・災害対策本部との連絡調整 ・災害廃棄物対策全体の進行管理及び調整並びに指示及び命令 ・東部知多衛生組合との連絡調整
総務担当	課長補佐 またはこれに準ずる職員		・災害廃棄物対策に必要な業務の把握並びに担当及び他部班への業務分担 ・各班、各担当との連絡調整 ・職員参集状況の確認及び人員配置	総務担当	課長補佐		・災害廃棄物対策に必要な業務の把握並びに担当及び他部班への業務分担 ・各班、各担当との連絡調整 ・職員参集状況の確認及び人員配置
防疫担当	担当職員		・感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、物件に係る消毒等 (削除) (削除)	防疫担当	担当職員		・感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、物件に係る消毒等 ・仮設トイレ及びマンホールトイレの早期における設置 ・被災地の衛生状態保持のための清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置
環境汚染防止対策担当	担当職員		・環境汚染事故の把握	環境汚染防止対策担当	担当職員		・環境汚染事故の把握
災害廃棄物処理対策担当	し尿担当	担当職員	・し尿発生量の推計及び把握 ・し尿の収集運搬の管理 ・委託業者等との連絡調整及び委託契約 ・し尿収集方法等の住民への広報 ・ <u>仮設トイレ及びマンホールトイレの早期における設置</u>	災害廃棄物処理対策担当	し尿担当	担当職員	・し尿発生量の推計及び把握 ・し尿の収集運搬の管理 ・委託業者等との連絡調整及び委託契約 ・し尿収集方法等の住民への広報
	廃棄物担当	担当職員	・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物量の推計及び把握 ・災害廃棄物の収集運搬の管理 ・災害廃棄物処理の連絡調整 ・仮置場の確保、開設、管理及び分別の指導 ・委託業者等との連絡調整及び委託契約 ・廃棄物の分別、処理方法等の住民への広報		廃棄物担当	担当職員	・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物量の推計及び把握 ・災害廃棄物の収集運搬の管理 ・災害廃棄物処理の連絡調整 ・仮置場の確保、開設、管理及び分別の指導 ・委託業者等との連絡調整及び委託契約 ・廃棄物の分別、処理方法等の住民への広報
2 (略)				2 (略)			
第3節 協力体制				第3節 協力体制			
1 協力体制				1 協力体制			
本市単独での対応が困難な場合には、県、他市町村、関係団体等に支援を求めるとし、支援の要請及び受入れの連絡調整は、班長及び総務担当が窓口になり行う。				本市単独での対応が困難な場合には、県、他市町村、関係団体等に支援を求めるとし、支援の要請及び受入れの連絡調整は、班長及び総務担当が窓口になり行う。			
班長は、各担当からの報告により支援の必要性を把握するとともに要請内容を整理し、経済建設部長を通じて災害対策本部に報告する。災害対策本部は、豊明市地域防災計画に基づき必要な応援要請を行うこととする。				班長は、各担当からの報告により支援の必要性を把握するとともに要請内容を整理し、経済建設部長を通じて災害対策本部に報告する。災害対策本部は、豊明市地域防災計画に基づき必要な応援要請を行うこととする。			
現在締結されている他市町村、関係団体等との応援協定のうち、災害廃棄物の処理に係るものは、次のとおりである。				現在締結されている他市町村、関係団体等との応援協定のうち、災害廃棄物の処理に係るものは、次のとおりである。			
(1) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定				(1) 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定			
締結年月日：平成26年1月1日				締結年月日：平成26年1月1日			

豊明市災害廃棄物処理計画新旧対照表

新	旧
協定締結先：愛知県、愛知県内の市町村及び一部事務組合並びに愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者 内 容：災害の発生に起因して一般廃棄物の収集若しくは運搬に支障が生じた場合又は一般廃棄物処理若しくは下水処理に支障が生じた場合に相互応援を行うもの (2) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 締結年月日：平成25年10月25日 協定締結先：一般社団法人愛知県産業廃棄物協会 内 容：災害時に生じた廃棄物の処理について協力を要請することが出来ることとしたもの (3) 豊明市地震等大規模災害時における災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定 締結年月日：平成25年5月30日 協定締結先：トヨタケユニティ株式会社 内 容：一般廃棄物（ごみ・し尿）の収集・運搬委託とは別に地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集運搬の支援協力をトヨタケユニティ株式会社に要請するもの (4) 豊明市地震等大規模災害時の仮置場における分別指導等の協力に関する協定 締結年月日：令和2年3月3日 協定締結先：株式会社中西 内 容：資源回収運搬業務委託及び資源処分業務委託とは別に地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集運搬並びに仮置場における分別指導の支援協力を株式会社中西に要請するもの (5) 災害発生時における防疫活動の協力に関する協定 締結年月日：令和2年3月3日 協定締結先：公益社団法人愛知県ペストコントロール協会 内 容：地震等大規模災害が発生した場合における防疫活動の協力を要請することが出来ることとしたもの <u>(6) 災害廃棄物仮置場等に係る資機材提供及びその運搬に関する協定</u> <u>締結年月日：令和5年10月31日</u> <u>協定締結先：株式会社富山環境整備</u> <u>内 容：地震等災害時における仮置場等の設置運営に資する資機材（リバースボード等）の借用要請、提供に関するもの</u> <u>(7) 災害廃棄物仮置場等に係る資機材提供及びその運搬に関する協定</u> <u>締結年月日：令和5年10月31日</u> <u>協定締結先：マルアイ商事株式会社</u> <u>内 容：地震等災害時における仮置場等の設置運営に資する資機材（敷き鉄板等）の借用要請、提供に関するもの</u> <u>(8) 災害用資機材の要請に関する協定</u> <u>締結年月日：令和7年2月27日</u> <u>協定締結先：株式会社 N&Ncorporation</u> <u>内 容：災害発生時に、避難場所等への自走式仮設水洗トイレカー及び賃貸可能な災害用資機材の借用要請、提供に関するもの</u> <u>(9) 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定</u>	協定締結先：愛知県、愛知県内の市町村及び一部事務組合並びに愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者 内 容：災害の発生に起因して一般廃棄物の収集若しくは運搬に支障が生じた場合又は一般廃棄物処理若しくは下水処理に支障が生じた場合に相互応援を行うもの (2) 災害時における廃棄物の処理等に関する協定 締結年月日：平成25年10月25日 協定締結先：一般社団法人愛知県産業廃棄物協会 内 容：災害時に生じた廃棄物の処理について協力を要請することが出来ることとしたもの (3) 豊明市地震等大規模災害時における災害廃棄物の収集運搬の協力に関する協定 締結年月日：平成25年5月30日 協定締結先：トヨタケユニティ株式会社 内 容：一般廃棄物（ごみ・し尿）の収集・運搬委託とは別に地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集運搬の支援協力をトヨタケユニティ株式会社に要請するもの (4) 豊明市地震等大規模災害時の仮置場における分別指導等の協力に関する協定 締結年月日：令和2年3月3日 協定締結先：株式会社中西 内 容：資源回収運搬業務委託及び資源処分業務委託とは別に地震等大規模災害が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集運搬並びに仮置場における分別指導の支援協力を株式会社中西に要請するもの (5) 災害発生時における防疫活動の協力に関する協定 締結年月日：令和2年3月3日 協定締結先：公益社団法人愛知県ペストコントロール協会 内 容：地震等大規模災害が発生した場合における防疫活動の協力を要請することが出来ることとしたもの

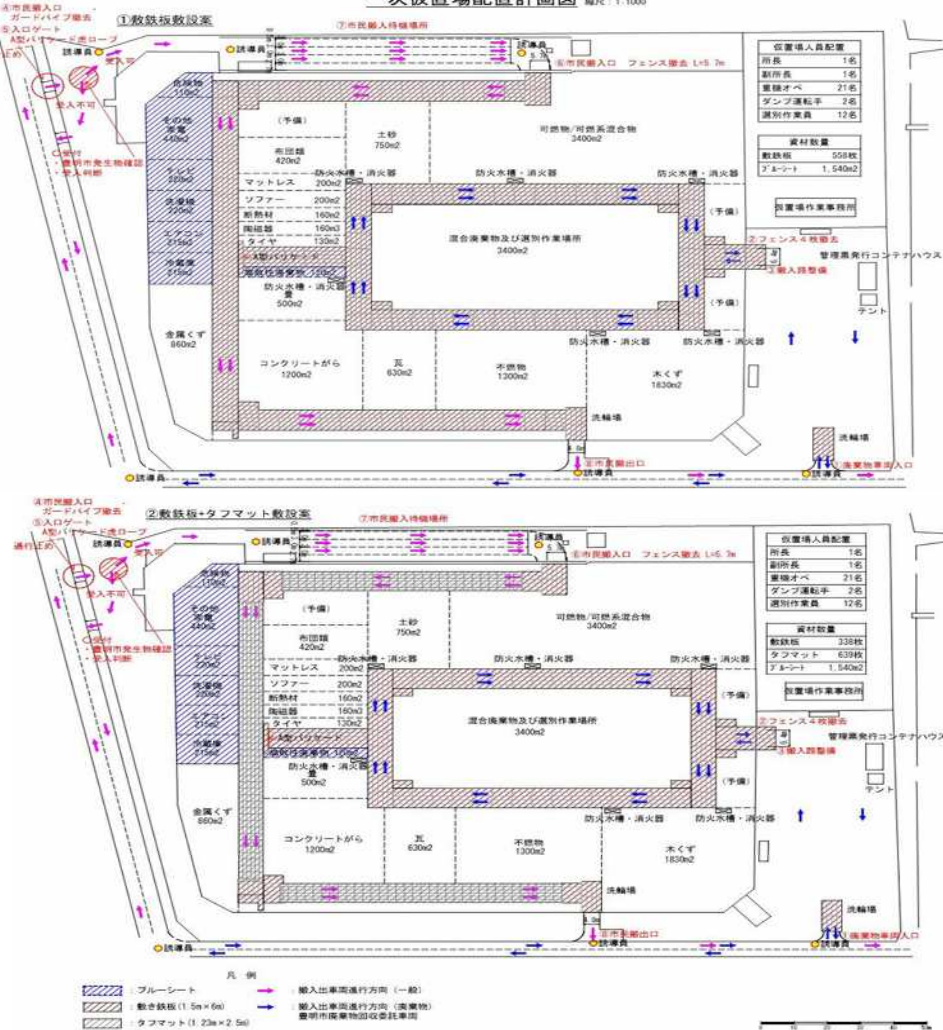
豊明市災害廃棄物処理計画新旧対照表

新	旧
<u>締結年月日：令和7年3月31日</u> <u>協定締結先：ノザキ株式会社</u> <u> サニター株式会社</u> <u> トヨタケユニティ株式会社</u> <u>内 容：災害時において、避難所等で発生するし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬についての応援協力を要請するもの</u>	
第3章 第1節～第2節 (略) 第3節 仮置場の運用計画 1 仮置場の受入条件 (1) 受け入れる廃棄物は、地域住民により直接搬入される廃棄物、清掃事務所及び本市の収集運搬許可業者により搬入される廃棄物及び災害対策本部等から受入要請のあった廃棄物並びに本市の事業として災害により解体撤去した建物から発生した廃棄物とする。それ以外の廃棄物に関しては、その都度協議する。 (2) 本市又は本市から管理の委任を受けた者の許可を得た上で、仮置場への搬入を認める。 (3) 分別がされていない場合や分別が不十分な場合は搬入を認めず、再度分別を要請する。なお、発生現場が不明確な場合は搬入を認めない。 2 仮置場での保管及び搬入 (1) 選別して搬入された廃棄物ごとに区分し、区域を定めて保管する。なお、<u>一次仮置場配置計画図</u>及び二次仮置場の配置例は、図3及び4のとおり。 (2) 日報を作成し、搬入台数等を記録する。 (3) 災害廃棄物の発生量等を考慮し、必要な人員、資機材等を配置する。 (4) 入口及び場内に案内図を掲示するなど搬入車両の円滑な動きを誘導する。また、場内ルートを整備し、標識などを設置して交通事故の防止を図る。 (5) 円滑な導入を図るため、仮置場に車両誘導員を配置する。 <u>図3 一次仮置場配置計画図</u> <u>以下、災害廃棄物一次仮置場運営マニュアルより抜粋。</u>	第3章 第1節～第2節 (略) 第3節 仮置場の運用計画 1 仮置場の受入条件 (1) 受け入れる廃棄物は、地域住民により直接搬入される廃棄物、清掃事務所及び本市の収集運搬許可業者により搬入される廃棄物及び災害対策本部等から受入要請のあった廃棄物並びに本市の事業として災害により解体撤去した建物から発生した廃棄物とする。それ以外の廃棄物に関しては、その都度協議する。 (2) 本市又は本市から管理の委任を受けた者の許可を得た上で、仮置場への搬入を認める。 (3) 分別がされていない場合や分別が不十分な場合は搬入を認めず、再度分別を要請する。なお、発生現場が不明確な場合は搬入を認めない。 2 仮置場での保管及び搬入 (1) 選別して搬入された廃棄物ごとに区分し、区域を定めて保管する。なお、<u>一次仮置場</u>及び二次仮置場の配置例は、図3及び4のとおり。 (2) 日報を作成し、搬入台数等を記録する。 (3) 災害廃棄物の発生量等を考慮し、必要な人員、資機材等を配置する。 (4) 入口及び場内に案内図を掲示するなど搬入車両の円滑な動きを誘導する。また、場内ルートを整備し、標識などを設置して交通事故の防止を図る。 (5) 円滑な導入を図るため、仮置場に車両誘導員を配置する。 <u>図3 一次仮置場配置例</u>

豊明市災害廃棄物処理計画新旧対照表

新

一次仮置場配置計画図 縮尺：1/1000



3 仮置場での安全保管対策

(1) 安全管理

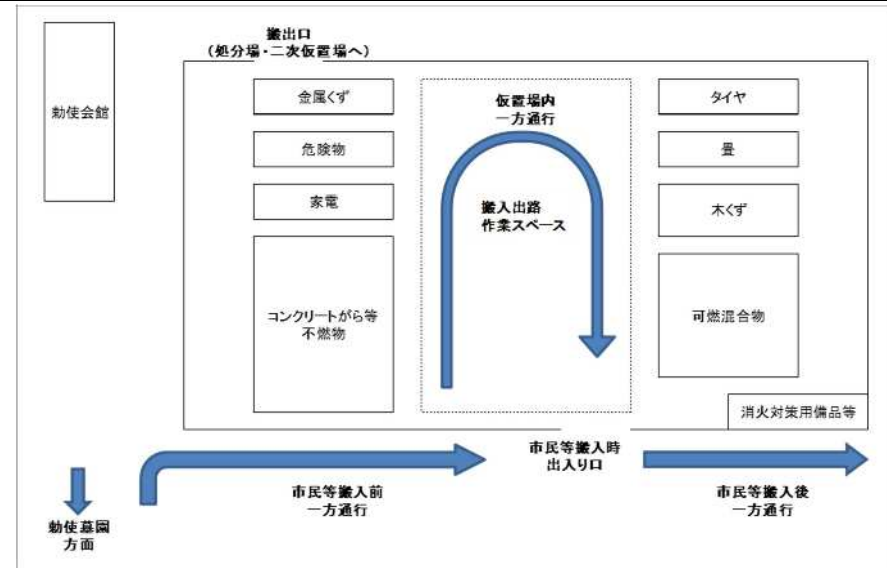
仮置場において作業を行う者は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの排出に備え、必ず防じんマスク及びメガネを着用する。また、破傷風の原因となる釘等も多いため、安全長靴等を着用する。

(2) 路盤整備

仮置場の地面について、車両の通行路には、敷き鉄板やリバースボード(樹脂製マット)を敷設し、廃棄物保管場所の下に鉄板又はシートを設置し、土壌汚染や廃棄物と土の混合を防止する。

(3) 火災防止対策

旧



3 仮置場での安全保管対策

(1) 安全管理

仮置場において作業を行う者は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、アスベストの排出に備え、必ず防じんマスク及びメガネを着用する。また、破傷風の原因となる釘等も多いため、安全長靴等を着用する。

(2) 路盤整備

仮置場の地面について、廃棄物保管場所の下に鉄板又はシートを設置し、土壌汚染や廃棄物と土の混合を防止する。

(3) 火災防止対策

豊明市災害廃棄物処理計画新旧対照表

新	旧
火災防止対策は、次のとおりとする。 ア 保管の高さ等 可燃性廃棄物（混合廃棄物を含む。）を保管の高さは、５m以下とし、他の保管区域との離隔距離は２m以上とする。 イ 分別の徹底 カセットボンベ、スプレー缶、ガスボンベ、灯油缶（ストーブも含む。）、ライター、バイク等の燃料等を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物についての分別を徹底する。また、可燃性廃棄物に食品系廃棄物や量等の腐敗性廃棄物を混在させない。 ウ 仮置場の配置 家電、電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物、混合廃棄物等の保管場所を近接させない。 エ 放熱・ガス抜き 数週間に一度は、仮置場の堆積物の切り返しを行い、ガス抜き管（有孔管）を当初又は切り返し時に設置する。（下部に砕石マウンドを設置している際は不可） オ モニタリング 仮置場の巡回監視を実施する。また、表層から１m程度の深さの温度及び一酸化炭素濃度を測定する。 カ 消火対策 消火栓、防火水槽、消火器等を設置する。 キ その他 散水による火災防止効果を過度に期待せず、保管の高さや分別の徹底を遵守する。 ４ （略） 第４節 災害廃棄物の処理 １ （略） ２ 処理対策 （１） 可燃物/可燃系混合物 可燃物は、繊維類、紙、再資源化できない木くず、プラスチック等が混在した可燃性の廃棄物である。再資源化できない可燃物は焼却し、減量化を図る。その際、焼却能力の確保が重要な課題となるが、東部知多衛生組合の現有処理施設では、処理能力が不足する場合は、民間処理施設の利用や協定に基づく他市町村等への応援要請を行う。 （２） 不燃物（ガラス含む）・瓦・陶磁器類 <u>再資源化が困難な不燃性の廃棄物は、破碎により減容した後に埋立処分を行う。</u> （３） 柱角材などの木くず類 柱角材には、柱、梁、壁材、洪水などによる流木等がある。柱角材は、チップ化することにより紙製原料、木質製品原料、燃料用チップ等として利用できるため、民間の再資源化業者を確保し、積極的に活用する。なお、民間の施設確保が困難な場合は、仮設処理施設（仮設焼却炉、破碎及び選別施設）を設置することなどを検討する。 （４） コンクリートがら コンクリートがらには、コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなどがある。コンクリートがらは、路盤材、骨材、埋め戻し材等として利用できるため、民間の再資源化業者の確保を図る。民間の施設確保が困難な場合は、仮設処理施設を設置することなどを検討する。 （５） 金属くず 金属くずには、鉄骨や鉄筋、アルミ材などがある。金属くずは、金属再資源化業者に引取り依頼することを原則とし、依頼先業者の確保を図る。 （６） 分別土砂 災害により発生する土砂には、可燃物や不燃物と混合状態になった土砂等がある。土砂は、機械選別に	火災防止対策は、次のとおりとする。 ア 保管の高さ等 可燃性廃棄物（混合廃棄物を含む。）を保管の高さは、５m以下とし、他の保管区域との離隔距離は２m以上とする。 イ 分別の徹底 カセットボンベ、スプレー缶、ガスボンベ、灯油缶（ストーブも含む。）、ライター、バイク等の燃料等を含む危険物や、電化製品、バッテリー、電池等の火花を散らす廃棄物についての分別を徹底する。また、可燃性廃棄物に食品系廃棄物や量等の腐敗性廃棄物を混在させない。 ウ 仮置場の配置 家電、電子機器等の保管場所と可燃性廃棄物、混合廃棄物等の保管場所を近接させない。 エ 放熱・ガス抜き 数週間に一度は、仮置場の堆積物の切り返しを行い、ガス抜き管（有孔管）を当初又は切り返し時に設置する。（下部に砕石マウンドを設置している際は不可） オ モニタリング 仮置場の巡回監視を実施する。また、表層から１m程度の深さの温度及び一酸化炭素濃度を測定する。 カ 消火対策 消火栓、防火水槽、消火器等を設置する。 キ その他 散水による火災防止効果を過度に期待せず、保管の高さや分別の徹底を遵守する。 ４ （略） 第４節 災害廃棄物の処理 １ （略） ２ 処理対策 （１） 可燃物 可燃物は、繊維類、紙、再資源化できない木くず、プラスチック等が混在した可燃性の廃棄物である。再資源化できない可燃物は焼却し、減量化を図る。その際、焼却能力の確保が重要な課題となるが、東部知多衛生組合の現有処理施設では、処理能力が不足する場合は、民間処理施設の利用や協定に基づく他市町村等への応援要請を行う。 （２） 不燃物 <u>不燃物は、再資源化できないコンクリート、ガラス、陶磁器、瓦などが混在した不燃性の廃棄物である。再資源化が困難な不燃物は、破碎により減容した後に埋立処分を行う。</u> （３） 柱角材 柱角材には、柱、梁、壁材、洪水などによる流木等がある。柱角材は、チップ化することにより紙製原料、木質製品原料、燃料用チップ等として利用できるため、民間の再資源化業者を確保し、積極的に活用する。なお、民間の施設確保が困難な場合は、仮設処理施設（仮設焼却炉、破碎及び選別施設）を設置することなどを検討する。 （４） コンクリートがら コンクリートがらには、コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなどがある。コンクリートがらは、路盤材、骨材、埋め戻し材等として利用できるため、民間の再資源化業者の確保を図る。民間の施設確保が困難な場合は、仮設処理施設を設置することなどを検討する。 （５） 金属くず 金属くずには、鉄骨や鉄筋、アルミ材などがある。金属くずは、金属再資源化業者に引取り依頼することを原則とし、依頼先業者の確保を図る。 （６） 分別土砂 災害により発生する土砂には、可燃物や不燃物と混合状態になった土砂等がある。土砂は、機械選別に

豊明市災害廃棄物処理計画新旧対照表

新	旧																																																																																																																																																														
より分別し、復旧、復興事業等の公共工事における盛土材、埋戻し材等として活用することを検討する。 3 処理能力の確保 (1) ～ (2) (略) (3) 収集能力 平常時のごみ収集運搬等を行っている豊明市、委託業者及び許可業者が保有する収集車両等の台数は、表2のとおりである。 災害廃棄物は、災害発生後に一時的に発生量が数倍から数十倍に増加すると予想され、収集車両等の大幅な台数確保が必要となる。このため、豊明市の収集車両に加え、委託業者及び許可業者から調達して対応する。 また、委託業者及び許可業者の収集車両等で不足する場合は、協定に基づく応援などにより収集体制を確保する。 表2 収集車両等の通常時稼働台数 <table><tr><th colspan="2">車種</th><th>豊明市</th><th>委託業者</th><th>許可業者</th></tr><tr><td rowspan="4">塵芥車</td><td>5 t 以上</td><td><u>0</u></td><td><u>1</u></td><td><u>1</u></td></tr><tr><td>4 t 以上 5 t 未満</td><td><u>0</u></td><td><u>5</u></td><td><u>5</u></td></tr><tr><td>2 t 以上 3 t 未満</td><td><u>2</u></td><td><u>8</u></td><td><u>3</u></td></tr><tr><td>2 t 未満</td><td><u>0</u></td><td><u>1</u></td><td><u>1</u></td></tr><tr><td colspan="2">小計</td><td><u>2</u></td><td><u>13</u></td><td><u>10</u></td></tr><tr><td rowspan="2">トラック (ダンプ)</td><td>2 t 以上 3 t 未満</td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td><td><u>3</u></td></tr><tr><td>2 t 未満</td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td><td><u>3</u></td></tr><tr><td colspan="2">小計</td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td><td><u>6</u></td></tr><tr><td rowspan="3">キャブオーバー</td><td>3 t 以上 4 t 未満</td><td><u>0</u></td><td><u>16</u></td><td><u>0</u></td></tr><tr><td>2 t 以上 3 t 未満</td><td><u>2</u></td><td><u>0</u></td><td><u>1</u></td></tr><tr><td>2 t 未満</td><td><u>1</u></td><td><u>0</u></td><td><u>3</u></td></tr><tr><td colspan="2">小計</td><td><u>3</u></td><td><u>16</u></td><td><u>4</u></td></tr><tr><td>バン</td><td>2 t 未満</td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td><td><u>4</u></td></tr><tr><td colspan="2">小計</td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td><td><u>4</u></td></tr><tr><td colspan="2">合計台数</td><td><u>5</u></td><td><u>29</u></td><td><u>24</u></td></tr><tr><td colspan="2">合計積載量</td><td>9.3</td><td>95.15</td><td>55.25</td></tr></table> ※許可業者は、リース等の車両を含む。 4 ～ 5 (略) 第5節～第7節 (略) 第8節 し尿の処理 1 し尿の発生場所 (1) くみ取り対象世帯 避難者を除くくみ取り対象世帯においては、平常時と同様にくみ取りが発生する。 (2) 避難所のトイレ 一時的に多くの人数を収容すること及び断水のおそれがあることを考慮すると、避難所の既存トイレでは処理しきれないため、避難者は避難所に設置した<u>トイレカー</u>、<u>仮設トイレ</u>及び簡易トイレを利用する。 なお、地震災害時の避難所におけるし尿の発生量並びに仮設トイレ及び簡易トイレ必要数は、豊明市地域	車種		豊明市	委託業者	許可業者	塵芥車	5 t 以上	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	4 t 以上 5 t 未満	<u>0</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	2 t 以上 3 t 未満	<u>2</u>	<u>8</u>	<u>3</u>	2 t 未満	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	小計		<u>2</u>	<u>13</u>	<u>10</u>	トラック (ダンプ)	2 t 以上 3 t 未満	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3</u>	2 t 未満	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3</u>	小計		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6</u>	キャブオーバー	3 t 以上 4 t 未満	<u>0</u>	<u>16</u>	<u>0</u>	2 t 以上 3 t 未満	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	2 t 未満	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>3</u>	小計		<u>3</u>	<u>16</u>	<u>4</u>	バン	2 t 未満	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4</u>	小計		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4</u>	合計台数		<u>5</u>	<u>29</u>	<u>24</u>	合計積載量		9.3	95.15	55.25	より分別し、復旧、復興事業等の公共工事における盛土材、埋戻し材等として活用することを検討する。 3 処理能力の確保 (1) ～ (2) (略) (3) 収集能力 平常時のごみ収集運搬等を行っている豊明市、委託業者及び許可業者が保有する収集車両等の台数は、表2のとおりである。 災害廃棄物は、災害発生後に一時的に発生量が数倍から数十倍に増加すると予想され、収集車両等の大幅な台数確保が必要となる。このため、豊明市の収集車両に加え、委託業者及び許可業者から調達して対応する。 また、委託業者及び許可業者の収集車両等で不足する場合は、協定に基づく応援などにより収集体制を確保する。 表2 収集車両等の通常時稼働台数 <table><tr><th colspan="2">車種</th><th>豊明市</th><th>委託業者</th><th>許可業者</th></tr><tr><td rowspan="4">塵芥車</td><td>5 t 以上</td><td><u>0</u></td><td><u>1</u></td><td><u>0</u></td></tr><tr><td>4 t 以上 5 t 未満</td><td><u>0</u></td><td><u>4</u></td><td><u>4</u></td></tr><tr><td>2 t 以上 3 t 未満</td><td><u>2</u></td><td><u>7</u></td><td><u>3</u></td></tr><tr><td>2 t 未満</td><td><u>0</u></td><td><u>1</u></td><td><u>1</u></td></tr><tr><td colspan="2">小計</td><td><u>2</u></td><td><u>13</u></td><td><u>8</u></td></tr><tr><td rowspan="2">トラック (ダンプ)</td><td>2 t 以上 3 t 未満</td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td><td><u>3</u></td></tr><tr><td>2 t 未満</td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td><td><u>3</u></td></tr><tr><td colspan="2">小計</td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td><td><u>6</u></td></tr><tr><td rowspan="3">キャブオーバー</td><td>3 t 以上 4 t 未満</td><td><u>0</u></td><td><u>7</u></td><td><u>0</u></td></tr><tr><td>2 t 以上 3 t 未満</td><td><u>2</u></td><td><u>2</u></td><td><u>1</u></td></tr><tr><td>2 t 未満</td><td><u>1</u></td><td><u>0</u></td><td><u>10</u></td></tr><tr><td colspan="2">小計</td><td><u>3</u></td><td><u>9</u></td><td><u>11</u></td></tr><tr><td>バン</td><td>2 t 未満</td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td><td><u>3</u></td></tr><tr><td colspan="2">小計</td><td><u>0</u></td><td><u>0</u></td><td><u>3</u></td></tr><tr><td colspan="2">合計台数</td><td><u>5</u></td><td><u>22</u></td><td><u>28</u></td></tr><tr><td colspan="2">合計積載量</td><td>9.3</td><td>67.75</td><td>46.7</td></tr></table> ※許可業者は、リース等の車両を含む。 4 ～ 5 (略) 第5節～第7節 (略) 第8節 し尿の発生場所 1 し尿の発生場所 (1) くみ取り対象世帯 避難者を除くくみ取り対象世帯においては、平常時と同様にくみ取りが発生する。 (2) 避難所のトイレ 一時的に多くの人数を収容すること及び断水のおそれがあることを考慮すると、避難所の既存トイレでは処理しきれないため、避難者は避難所に設置した_____仮設トイレ及び簡易トイレを利用する。 なお、地震災害時の避難所におけるし尿の発生量並びに仮設トイレ及び簡易トイレ必要数は、豊明市地	車種		豊明市	委託業者	許可業者	塵芥車	5 t 以上	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	4 t 以上 5 t 未満	<u>0</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	2 t 以上 3 t 未満	<u>2</u>	<u>7</u>	<u>3</u>	2 t 未満	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	小計		<u>2</u>	<u>13</u>	<u>8</u>	トラック (ダンプ)	2 t 以上 3 t 未満	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3</u>	2 t 未満	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3</u>	小計		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6</u>	キャブオーバー	3 t 以上 4 t 未満	<u>0</u>	<u>7</u>	<u>0</u>	2 t 以上 3 t 未満	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	2 t 未満	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>10</u>	小計		<u>3</u>	<u>9</u>	<u>11</u>	バン	2 t 未満	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3</u>	小計		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3</u>	合計台数		<u>5</u>	<u>22</u>	<u>28</u>	合計積載量		9.3	67.75	46.7
車種		豊明市	委託業者	許可業者																																																																																																																																																											
塵芥車	5 t 以上	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>																																																																																																																																																											
	4 t 以上 5 t 未満	<u>0</u>	<u>5</u>	<u>5</u>																																																																																																																																																											
	2 t 以上 3 t 未満	<u>2</u>	<u>8</u>	<u>3</u>																																																																																																																																																											
	2 t 未満	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>																																																																																																																																																											
小計		<u>2</u>	<u>13</u>	<u>10</u>																																																																																																																																																											
トラック (ダンプ)	2 t 以上 3 t 未満	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3</u>																																																																																																																																																											
	2 t 未満	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3</u>																																																																																																																																																											
小計		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6</u>																																																																																																																																																											
キャブオーバー	3 t 以上 4 t 未満	<u>0</u>	<u>16</u>	<u>0</u>																																																																																																																																																											
	2 t 以上 3 t 未満	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>1</u>																																																																																																																																																											
	2 t 未満	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>3</u>																																																																																																																																																											
小計		<u>3</u>	<u>16</u>	<u>4</u>																																																																																																																																																											
バン	2 t 未満	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4</u>																																																																																																																																																											
小計		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>4</u>																																																																																																																																																											
合計台数		<u>5</u>	<u>29</u>	<u>24</u>																																																																																																																																																											
合計積載量		9.3	95.15	55.25																																																																																																																																																											
車種		豊明市	委託業者	許可業者																																																																																																																																																											
塵芥車	5 t 以上	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>																																																																																																																																																											
	4 t 以上 5 t 未満	<u>0</u>	<u>4</u>	<u>4</u>																																																																																																																																																											
	2 t 以上 3 t 未満	<u>2</u>	<u>7</u>	<u>3</u>																																																																																																																																																											
	2 t 未満	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>1</u>																																																																																																																																																											
小計		<u>2</u>	<u>13</u>	<u>8</u>																																																																																																																																																											
トラック (ダンプ)	2 t 以上 3 t 未満	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3</u>																																																																																																																																																											
	2 t 未満	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3</u>																																																																																																																																																											
小計		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>6</u>																																																																																																																																																											
キャブオーバー	3 t 以上 4 t 未満	<u>0</u>	<u>7</u>	<u>0</u>																																																																																																																																																											
	2 t 以上 3 t 未満	<u>2</u>	<u>2</u>	<u>1</u>																																																																																																																																																											
	2 t 未満	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>10</u>																																																																																																																																																											
小計		<u>3</u>	<u>9</u>	<u>11</u>																																																																																																																																																											
バン	2 t 未満	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3</u>																																																																																																																																																											
小計		<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3</u>																																																																																																																																																											
合計台数		<u>5</u>	<u>22</u>	<u>28</u>																																																																																																																																																											
合計積載量		9.3	67.75	46.7																																																																																																																																																											

豊明市災害廃棄物処理計画新旧対照表

新	旧																																																																
防災計画において次のとおり示されている。 南海トラフ地震による避難所におけるし尿発生量等 <table><tr><th rowspan="2">災害発生 からの日数</th><th rowspan="2">想定避難所 生活者数</th><th rowspan="2">し尿排出量 (※1)</th><th rowspan="2">仮設トイレ 必要数 (※ 2)</th><th colspan="2">簡易トイレ必要数 (※3)</th></tr><tr><th>本体</th><th>替えパック</th></tr><tr><td>1 日後</td><td>11,429 人</td><td>19,429 リットル</td><td>146 基</td><td>114 セット</td><td>571 セット/日</td></tr><tr><td>3 日後</td><td>9,580 人</td><td>16,286 リットル</td><td>122 基</td><td>96 セット</td><td>479 セット/日</td></tr><tr><td>7 日後</td><td>7,598 人</td><td>12,917 リットル</td><td>97 基</td><td>76 セット</td><td>380 セット/日</td></tr><tr><td>1 ヶ月後</td><td>3,680 人</td><td>6,256 リットル</td><td>47 基</td><td>37 セット</td><td>184 セット/日</td></tr></table> ※1 1 人 1 日当たり 1.7 リットルで算定 ※2 1 基当たり 400 リットル、3 日に 1 回の収集で算定 ※3 本体は 1 0 0 人当たり 1 セット、替えパックは 1 日に 2 0 人当たり 1 セットで算定。なお、各避難所に簡易トイレ（ワンタッチトイレ等 183 セット、ワンタッチトイレ用替えパック 230 セット）を配備している。 (3) 上下水道の被災地区の仮設トイレ 上下水道の被災地区では、水洗トイレが使用できなくなるため、当該地区の住民は、仮設トイレ等を利用する。 また、マンホールトイレの利用については、下水道管理者と協議する。 2 し尿処理対策 (1) 災害時のくみ取り対象世帯のし尿の収集及び処理については、平常時の収集及び処理体制を基本とし、委託業者が収集を行い、東部知多浄化センターで処理を行う。 (2) 災害対策として設置した仮設トイレ等からのし尿収集及び処理は、委託業者及び「災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、協定締結先の業者が収集し、東部知多浄化センターで処理を行う。 (3) 災害による損壊等で東部知多浄化センターでの処理が行えない場合及び処理能力が不足する場合は、他の市町村に応援を要請する。 (4) 仮設トイレの設置による収集業務の増大等により、収集に支障をきたす場合は、他市町村の委託業者及び許可業者に人員、収集車の調達等の応援を要請する。 (5) 平常時より家庭（特に集合住宅等）、事業所等に対して、大規模災害時における水洗トイレの使用中止措置及び凝固型非常用トイレの備蓄（最低 7 日以上）を啓発する。 (6) し尿収集が停滞等した際には、固液分離方式災害用トイレや自己処理型トイレの使用を検討する。 (7) 下水道の被災リスクが低い地区については、マンホールトイレ等の活用を検討する。 (8) 簡易トイレ及び凝固型非常用トイレについては、可燃ごみとして処理を行い、自己処理型トイレから生じる汚泥等については、適切に処理を行うこととする。 3 (略)	災害発生 からの日数	想定避難所 生活者数	し尿排出量 (※1)	仮設トイレ 必要数 (※ 2)	簡易トイレ必要数 (※3)		本体	替えパック	1 日後	11,429 人	19,429 リットル	146 基	114 セット	571 セット/日	3 日後	9,580 人	16,286 リットル	122 基	96 セット	479 セット/日	7 日後	7,598 人	12,917 リットル	97 基	76 セット	380 セット/日	1 ヶ月後	3,680 人	6,256 リットル	47 基	37 セット	184 セット/日	域防災計画において次のとおり示されている。 南海トラフ地震による避難所におけるし尿発生量等 <table><tr><th rowspan="2">災害発生 からの日数</th><th rowspan="2">想定避難所 生活者数</th><th rowspan="2">し尿排出量 (※1)</th><th rowspan="2">仮設トイレ 必要数 (※ 2)</th><th colspan="2">簡易トイレ必要数 (※3)</th></tr><tr><th>本体</th><th>替えパック</th></tr><tr><td>1 日後</td><td>11,429 人</td><td>19,429 リットル</td><td>146 基</td><td>114 セット</td><td>571 セット/日</td></tr><tr><td>3 日後</td><td>9,580 人</td><td>16,286 リットル</td><td>122 基</td><td>96 セット</td><td>479 セット/日</td></tr><tr><td>7 日後</td><td>7,598 人</td><td>12,917 リットル</td><td>97 基</td><td>76 セット</td><td>380 セット/日</td></tr><tr><td>1 ヶ月後</td><td>3,680 人</td><td>6,256 リットル</td><td>47 基</td><td>37 セット</td><td>184 セット/日</td></tr></table> ※1 1 人 1 日当たり 1.7 リットルで算定 ※2 1 基当たり 400 リットル、3 日に 1 回の収集で算定 ※3 本体は 1 0 0 人当たり 1 セット、替えパックは 1 日に 2 0 人当たり 1 セットで算定。なお、各避難所に簡易トイレ（ワンタッチトイレ等 183 セット、ワンタッチトイレ用替えパック 230 セット）を配備している。 (3) 上下水道の被災地区の仮設トイレ 上下水道の被災地区では、水洗トイレが使用できなくなるため、当該地区の住民は、仮設トイレ等を利用する。 2 し尿処理対策 (1) 災害時のくみ取り対象世帯のし尿の収集及び処理については、平常時の収集及び処理体制を基本とし、委託業者が収集を行い、東部知多浄化センターで処理を行う。 (2) 災害対策として設置した仮設トイレからのし尿収集及び処理は、委託業者が収集し、東部知多浄化センターで処理を行う。 (3) 災害による損壊等で東部知多浄化センターでの処理が行えない場合及び処理能力が不足する場合は、他の市町村に応援を要請する。 (4) 仮設トイレの設置による収集業務の増大等により、収集に支障をきたす場合は、他市町村の委託業者及び許可業者に人員、収集車の調達等の応援を要請する。 (5) 平常時より家庭（特に集合住宅等）、事業所等に対して、大規模災害時における水洗トイレの使用中止措置及び凝固型非常用トイレの備蓄（最低 7 日以上）を啓発する。 (6) し尿収集が停滞等した際には、固液分離方式災害用トイレや自己処理型トイレの使用を検討する。 (7) 下水道の被災リスクが低い地区については、マンホールトイレ等の活用を検討する。 (8) 簡易トイレ及び凝固型非常用トイレについては、可燃ごみとして処理を行い、自己処理型トイレから生じる汚泥等については、適切に処理を行うこととする。 3 (略)	災害発生 からの日数	想定避難所 生活者数	し尿排出量 (※1)	仮設トイレ 必要数 (※ 2)	簡易トイレ必要数 (※3)		本体	替えパック	1 日後	11,429 人	19,429 リットル	146 基	114 セット	571 セット/日	3 日後	9,580 人	16,286 リットル	122 基	96 セット	479 セット/日	7 日後	7,598 人	12,917 リットル	97 基	76 セット	380 セット/日	1 ヶ月後	3,680 人	6,256 リットル	47 基	37 セット	184 セット/日
災害発生 からの日数					想定避難所 生活者数	し尿排出量 (※1)	仮設トイレ 必要数 (※ 2)	簡易トイレ必要数 (※3)																																																									
	本体	替えパック																																																															
1 日後	11,429 人	19,429 リットル	146 基	114 セット	571 セット/日																																																												
3 日後	9,580 人	16,286 リットル	122 基	96 セット	479 セット/日																																																												
7 日後	7,598 人	12,917 リットル	97 基	76 セット	380 セット/日																																																												
1 ヶ月後	3,680 人	6,256 リットル	47 基	37 セット	184 セット/日																																																												
災害発生 からの日数	想定避難所 生活者数	し尿排出量 (※1)	仮設トイレ 必要数 (※ 2)	簡易トイレ必要数 (※3)																																																													
				本体	替えパック																																																												
1 日後	11,429 人	19,429 リットル	146 基	114 セット	571 セット/日																																																												
3 日後	9,580 人	16,286 リットル	122 基	96 セット	479 セット/日																																																												
7 日後	7,598 人	12,917 リットル	97 基	76 セット	380 セット/日																																																												
1 ヶ月後	3,680 人	6,256 リットル	47 基	37 セット	184 セット/日																																																												

第 4 章

第 1 節 (略)

第 2 節 住民への広報

第 4 章

第 1 節 (略)

第 2 節 住民への広報

豊明市災害廃棄物処理計画新旧対照表

新	旧
災害廃棄物の収集運搬及び処理に関する情報を関係者及び住民に周知するため、本部班及び情報班と協力して広報を実施する。 (1) 主な広報手段 ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供 イ ケーブルテレビへの放送要請（C C N e t の協力等） ウ インターネットWe b サイトへの掲示（市のWe b サイト等） エ インターネットポータルサイトサーバ運営事業者（※）のサイトへの掲示板 オ SNSなどのソーシャルメディアを活用した情報提供 カ 携帯電話（豊明市メール配信サービス、緊急速報メール等）による情報提供 キ 広報誌（広報とよあけ災害情報等）の配布等 ク 広報車の巡回放送 ケ 掲示板への貼紙（指定避難所等） コ その他広報手段（航空機による放送等） ※災害対策基本法第57条の規定により緊急を要する場合、県又は市が当該事業者に対してインターネットを利用した情報提供を要求できる。 (2) 広報内容 ア 災害廃棄物、生活ごみ等の排出方法 イ 収集場所、収集日時等の変更 ウ 処理困難物等の排出方法 エ 災害廃棄物の処理体制及び処理方法 オ 仮置場の設置場所及び設置状況 カ 不法投棄及び野焼きの禁止 キ 仮設トイレの設置場所及び設置状況 ク 仮設トイレ及び簡易トイレの使用方法、使用上の注意等 ケ くみ取り便槽及び浄化槽の維持管理、使用上の注意等 (3) 広報の留意点 ア 緊急かつ重要な情報については、即報手段（豊明市メール配信サービス、緊急速報メール、豊明市災害情報ブログ、テレビ・ラジオ放送、広報車による巡回放送）を活用するとともに、緊急度や重要度が伝わるように実施する。 イ 災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。	災害廃棄物の収集運搬及び処理に関する情報を関係者及び住民に周知するため、本部班及び情報班と協力して広報を実施する。 (1) 主な広報手段 ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供 イ ケーブルテレビへの放送要請（C C N e t の協力等） ウ インターネットWe b サイトへの掲示（市のWe b サイト等） エ インターネットポータルサイトサーバ運営事業者（※）のサイトへの掲示板 オ ツイッターなどのソーシャルメディアによる情報提供 カ 携帯電話（豊明市メール配信サービス、緊急速報メール等）による情報提供 キ 広報誌（広報とよあけ災害情報等）の配布等 ク 広報車の巡回放送 ケ 掲示板への貼紙（指定避難所等） コ その他広報手段（航空機による放送等） ※災害対策基本法第57条の規定により緊急を要する場合、県又は市が当該事業者に対してインターネットを利用した情報提供を要求できる。 (2) 広報内容 ア 災害廃棄物、生活ごみ等の排出方法 イ 収集場所、収集日時等の変更 ウ 処理困難物等の排出方法 エ 災害廃棄物の処理体制及び処理方法 オ 仮置場の設置場所及び設置状況 カ 不法投棄及び野焼きの禁止 キ 仮設トイレの設置場所及び設置状況 ク 仮設トイレ及び簡易トイレの使用方法、使用上の注意等 ケ くみ取り便槽及び浄化槽の維持管理、使用上の注意等 (3) 広報の留意点 ア 緊急かつ重要な情報については、即報手段（豊明市メール配信サービス、緊急速報メール、豊明市災害情報ブログ、テレビ・ラジオ放送、広報車による巡回放送）を活用するとともに、緊急度や重要度が伝わるように実施する。 イ 災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオ、携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。